

Torikyo-NET のアカウントに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県教育情報通信ネットワーク設置要項（以下、「設置要項」という。）第9条に基づき、教育目標の達成を目的に教職員相互の通信手段としての Torikyo-NET アカウントに関して必要な事項を定める。

なお、この規程において使用する用語の意義は、設置要項において使用する用語の例による。

(情報倫理)

第2条 Torikyo-NET 利用者は、情報の発信者・受信者としての責任を負い、鳥取県教育情報通信ネットワーク利用規程第11条第1項に定める事項を遵守しなければならない。

(Torikyo-NET アカウントの定義)

第3条 Torikyo-NET アカウントとは、学校及び教育機関並びに教育団体（以下、「学校等」という。）又はその教職員が Torikyo-NET を利用するための権利をいう。Torikyo-NET アカウントに含む情報は次の各号のとおり。

- (1) 学校等の名称
- (2) 職名及び氏名（学校等の代表アカウントを除く）
- (3) 次のシステムを利用する ID 及びパスワード

ア 統括管理者が指定する方法により利用するインターネット環境

イ 電子メール

ウ 情報共有データベース（市町村（学校組合を含む）立学校の教職員を除く）

(Torikyo-NET アカウントの取得申請)

第4条 鳥取県内の県立学校に勤務する教職員（臨時的任用職員、非常勤職員及び任期付職員（以下「県立学校臨時的任用職員等」という。）を含む）及び、市町村（学校組合を含む）立学校に勤務する教職員（県費負担臨時的任用職員、県費負担非常勤職員、県費負担任期付職員及び市町村費負担職員（以下「市町村立学校臨時的任用職員等」という。）を含む）が Torikyo-NET アカウントの取得を希望する場合は、学校長がとりまとめの上、Torikyo-NET アカウント新規登録申請書（様式第1号）を統括管理者に提出しなければならない。

(学校等の代表メールアドレスの取得申請)

第5条 統括管理者は、鳥取県内の県立学校及び市町村（学校組合を含む）立学校に1校1つの電子メールアドレスを発行するものとする。なお、各学校からの申請は要しないものとする。

また、特に電子メールアドレスの追加発行を希望する学校、または特に電子メールアドレスの取得を希望する教育機関は、Torikyo-NET アカウント新規登録申請書（様式第1号）を統括管理者に提出するものとする。

- 2 鳥取県内の県立学校に勤務する県立学校臨時的任用職員等を除く教職員及び、市町村（学校組合を含む）立学校に勤務する市町村立学校臨時的任用職員等を除く教職員が結成する教育団体が電子メールアドレスの取得を希望する場合は、学校長がとりまとめの上、Torikyo-NET アカウント新規登録

申請書（様式第1号）を統括管理者に提出しなければならない。

（Torikyo-NET アカウントの変更申請）

第6条 利用者が、改姓又は異動による所属校や所属組織の変更等により、Torikyo-NET アカウントの変更を希望する場合は、Torikyo-NET アカウント変更（改姓、異動）申請書（様式第2号）を、学校長又は教育機関の長がとりまとめの上、統括管理者に提出しなければならない。

（決定）

第7条 第4条から前条までの規定による申請があった場合、統括管理者は、その内容を審査し、適切と認められる場合は、Torikyo-NET アカウント発行承認通知書（様式第3号）により、承認できない場合はその旨を、申請者に通知するものとする。

（Torikyo-NET アカウントの削除申請）

第8条 前条の規定により Torikyo-NET アカウントの発行を受けた者が、退職や任期満了、鳥取県内の県立学校及び市町村（学校組合を含む）立学校並びに教育機関以外への異動等の事由により、Torikyo-NET アカウントを使用しなくなることが明らかになった場合は、学校長又は教育機関の長がとりまとめの上、速やかに Torikyo-NET アカウント削除申請書（様式第4号）を統括管理者に提出しなければならない。

（不正利用）

第9条 Torikyo-NET アカウントの教育目的外の使用や不正な利用が認められた場合、統括管理者は、利用者への事前通告なく Torikyo-NET アカウントの使用を停止することができる。

附則

この規程は平成18年6月1日から施行する。

附則

この規程は平成29年9月20日から施行する。

附則

この規程は令和元年9月1日から施行する。